

飼い主の会の立ち上げ・運営について

避難所の運営管理は避難所へ避難してきた避難者同士で実施していくこととなる。

同行避難してきたペットの飼養管理についても、下記「避難所の運営イメージ図」のとおり、避難者（特にペット同行避難してきた避難者）同士で飼い主の会等のグループを構成し、協力して実施していくこととなる。

飼い主の会の立ち上げ順序や会の構成は以下を参考にして行う。

1 飼養者情報の把握

「避難所受入者名簿」等で飼養者を把握する。

2 避難所におけるペット飼養ルールの周知

「避難所受入者名簿」等を基に飼養者を集め、避難所におけるペット飼養ルールを説明、もしくは飼養ルールを記載した用紙を配布する等により周知する。

3 飼養ルール及び飼い主の会への同意

飼養ルールに従う旨の同意と飼い主の会への参加の同意を求める。

4 飼い主の会代表者等の選出

飼い主の会の構成者のうちから、代表者（会長）及び副会長を選出する。（複数の者が望ましい。）

5 飼い主の会の組織構成、各役割の決定

飼い主の会は「代表者（会長）」、「副会長」、「管理班」、「衛生班」、「給餌班」から構成し、各役割は以下のとおりとする。

ア. 代表者（会長）

① 飼い主の会全体の総括

② 避難所運営委員会の「環境担当」※に所属し、避難所運営委員会と飼い主の会との連絡調整

※ここでいう「環境担当」とは、避難所内で避難者が運営する活動班の一つで、ゴミ・トイレ・清掃・衛生管理に関することを担当する班のことを指す。

連絡調整事項は下記事項とする。

・ 飼育動物、行方不明動物、保護動物の数、状況の定期報告。

飼育動物数、行方不明動物数、保護動物数を各管理台帳により把握する。

・ 不足物資、負傷動物等の要支援事項の対応要請

要支援情報は「相談受付管理台帳」等により把握する。

・ 要支援情報の周知

支援物資、動物救護ボランティアの派遣状況、獣医師巡回状況等のペット関連事項の支援情報について避難所掲示板等を活用のうえ、飼い主へ周知。

・ 飼養場所、飼養ルールの調整

避難状況等の経時的変化に応じ、飼養場所、飼養ルールを適宜見直す。

③ 各作業班における役割分担の作成、作業者のローテーションの調整

④ ペットのトラブル解消

イ. 副会長

① 会長の補佐

② 避難所運営委員会と飼い主の会との連絡調整

③ 各作業班における役割分担の作成、作業者のローテーションの調整

④ ペットのトラブル解消



ウ. 管理班

- ① 避難状況等に応じた飼養場所、飼養ルールの適宜変更決定
 - ・ 避難状況等の経時的変化に応じ、飼養場所、飼養ルールを避難所運営委員会の了承の元、決定する。(一般市民とペットの動線が交わらないよう配慮する。)
- ② 同行避難動物の受入、管理
 - ・ 新たな飼養者の受入対応と飼養ルールの教示、飼い主の会への参加協力を依頼する。
 - ・ 「同行避難動物管理台帳」等を作成し、代表者へ報告する。
- ③ ペットのトラブル対応
 - ・ 一般市民と飼養者とのトラブルが発生した際、代表者らとともに解決に努める。
- ④ 保護動物の受入、管理
 - ・ 飼い主へ返還するか、保護施設に移送されるまでの間の受入、管理を行う。
 - ・ 「保護動物管理台帳」等を作成し、代表者へ報告する。引取り・移送等の情報も記入し、保護動物数を集計・把握するとともに随時、飼い主探しに努める。
- ⑤ 行方不明動物の把握。
 - ・ 「行方不明動物管理台帳」等を作成し、代表者へ報告する。



エ. 衛生班

- ① 飼養場所の設営
 - ・ 決定した飼養場所にケージ、トイレ、テント等を設営する。
テント等がない場合、ブルーシート等で雨風よけを行う。
- ② 飼養ルールの周知
 - ・ 飼養ルールを配布する等による飼い主への周知徹底。
 - ・ 飼養ルールを避難所内掲示板へ掲示するなど、他の避難者への周知。
- ③ 支援を必要とする事項の把握（苦情相談の受付）
 - ・ 要支援事項は「相談受付管理台帳」等により把握し、代表者へ報告する。
- ④ 飼養場所の衛生状態の定期点検及び飼養場所周辺の清掃・消毒
- ⑤ ペット飼養により生じた廃棄物の適正管理
 - ・ ペット飼養に関連して生じた廃棄物を他の避難者に迷惑をかけないように、適正に処理すること。



オ. 給餌班

- ① 同行避難動物及び保護動物への給餌
- ② 糞尿等のトイレ清掃
- ③ 健康状態の確認
- ④ 不足物品の管理調達
 - ・ 「相談受付管理台帳」等を作成のうえ、衛生班に提出。



<避難所の運営イメージ図>



